

健康・医療戦略推進専門調査会の設置について

平成 26 年 6 月 10 日
健康・医療戦略推進本部決定
令和 3 年 4 月 6 日
一部改正

1. 健康・医療戦略推進本部令（平成 26 年政令第 205 号）第 1 条の規定に基づき、健康・医療戦略推進法第 21 条に規定される所掌事務のうち、医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進に係る専門的な事項の調査のため、専門調査会を設置する。
2. 専門調査会の委員は、医療分野の研究開発に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3. 専門調査会の座長は、委員の中から本部長が指名する。
4. 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. 専門調査会の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣府健康・医療戦略推進事務局において処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。
7. 「健康・医療戦略推進本部（平成 25 年 8 月 2 日閣議決定）」が廃止されたことにともない、廃止前の「医療分野の研究開発に関する専門調査会（平成 25 年 8 月 8 日健康・医療戦略推進本部決定）」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、専門調査会に引き継がれるものとする。